

## 後発医薬品(ジェネリック医薬品)、 バイオ後続品(バイオシミラー)使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品、バイオ後続品の使用促進の方針に従い、患者さんの経済的な負担軽減や医療保険財政の改善を図るため、後発医薬品およびバイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいます。

使用促進にむけ、患者さんへの説明も積極的に行っておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

後発医薬品のある医薬品については、特定の医薬品の供給が不足した場合にも必要な医薬品を提供することができるよう、特定の医薬品を指定せずに薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。その場合には十分な説明を行います。

なお、仮に医薬品の供給が不足した場合は、使用する薬剤が変更となる場合があります。変更の際には説明を行い、必要に応じて治療計画を見直すなど適切な対応に努めておりますのでご安心ください。

また、後発医薬品のある医薬品において、患者さんが先発医薬品の処方を希望される場合、特別の料金をお支払いいただくこととなりますので、この機会に後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

ご不明な点やご不安な点などありましたら、主治医または薬剤師へご相談ください。

令和8年6月1日  
院長

掲示許可

(施設基準)